

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（抄）

（女性労働基準規則の一部改正）

第四条 女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号イ中「アクリルアミド」の下に「、エチルベンゼン」を加え、「又は第二十二條の二第一項」を「、第二十二條の二第一項又は第三十八條の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書」に改め、同号ハ中「又はメタノール」を「、メタノール又はエチルベンゼン」に改め、「第七号まで」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十八條の人においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「同令第二条第一項」を「有機溶剤中毒予防規則第二条第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八條の人において準用する場合を含む。）」に、「第十号」を「第七号又は第十号」に改め、「第二十八條の二第一項」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十六條の五において準用する場合を含む。）」を加える。